

会議の運営について（案）

1 会議の公開について

仙台市では、市政運営における透明性の向上を図り、開かれた市政を推進する趣旨から、本委員会のような附属機関等の会議については、「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」「附属機関等の会議の公開に関する取扱要領」等を定め、市民の皆様に対し審議等の状況を明らかにする目的から会議を公開している。

会議の公開・非公開はそれぞれの附属機関等において決定することになっており、本委員会については、個人情報等、特に非公開とする理由がないことから、原則として会議を公開とする。

（参考）

「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」

（附属機関等の運営等）

第4条 附属機関等の運営については、次の事項に留意し、適正かつ効率的にこれを行うものとする。

（1）（略）

（2）会議の公開・非公開は、当該附属機関等において決定すること。この場合において、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

ア 仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第7条各号に掲げる情報を扱う場合

イ その他非公開とすることに相当の理由がある場合

（後略）

仙台市情報公開条例第7条において非公開とすべき情報とは、

- ・法令等により公開することができないとされている情報
- ・個人に関する情報
- ・法人等の正当な利益を害するおそれがある情報
- ・人の生命の保護や犯罪の予防等に支障が生ずるおそれがある情報
- ・市や国等の審議、検討又は協議が適正に行われなくなるおそれがある情報
- ・市や国等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

2 会議の議事録について

本委員会の会議の議事録は、事務局である社会課において作成し、議事録の署名については、委員長及び委員長が指名した委員1名が署名することとする。